【研究ノート】

公儀の庭・浜御殿の変遷と意義

東京都公文書館　史料編さん担当
工藤　航平

はじめに

江戸時代の平和や豊かさを表すものとして、園芸文化・庭園文化の隆盛※1があり、そのなかで大規模で豪華な大名庭園が特徴の一つと考えられている。

大名庭園には、海水や上水を引き入れた園池を囲むように庭が構成され、大きな園池では中島とそれに通じる橋、築山や滝、釣殿、茶屋や四阿（あずまや）が造られ、さまざまな植栽、農村の雰囲気を味わえる田畑など、趣向を凝らした回遊式庭園が多かった。特に、和漢の教養を駆使して、教養人が共通理解できる名所を園内に配置し、理想郷を縮景することが日本庭園独特の造園方式といわれている※2。一方、庭園には馬場や弓場もつくられ、武士の嗜みとして武技調練が行われ、幕末には砲術稽古も実施された。社交、軍事、殖産研究など多面的な場であったことが特徴といえる。この大名庭園のなかに、甲府徳川家の浜の御殿から将軍家の御庭となった「浜御殿」（現在の浜離宮恩賜庭園）も位置づけられている。

浜御殿とは、もとは芝三田（東京都港区）の鷹場であった海浜に造営された大規模な庭園を有する甲府徳川家の御殿で、２代当主・綱豊が５代将軍徳川綱吉の養子となったことで幕府へ収公された御殿である。その歴史は、甲府城主であった３代将軍徳川家光の三男・徳川綱重に対し、1650 年代に１万 5000 坪が与えられ、寛文４年（1664）に隣接する約３万坪が追加されたことに始まる。造営当初には、庭園の主体を占める泉水や富士見山があったと推定される。江戸時代を通じて、改変が加え続けられ、現在みることのできる姿は、寛政期（1789～1801）に造られたものといえる。その名称は時期や史料によって異なり、浜御殿、浜の御館、浜御庭、浜の園庭、浜苑、浜屋敷、浜の別邸などさまざまであった。御殿部分を「御殿地」、御庭部分を「御庭地」と呼び分けている場合もある。享保９年（1724）の御殿焼失以後は御殿の再建がなされていないため、焼失を区切りに「御庭」と称すことが相応しいの

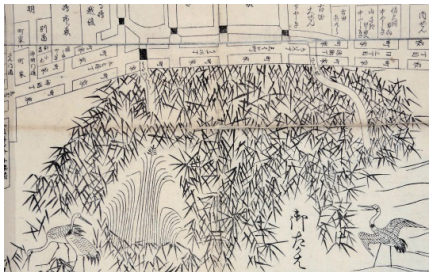

【図 1】もとは葦や笹の茂った湿地帯

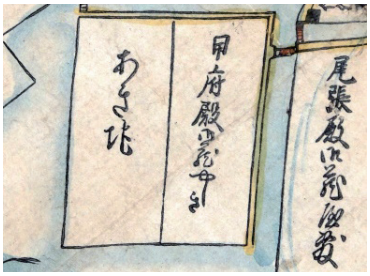

【図２】追加拝領以前の姿

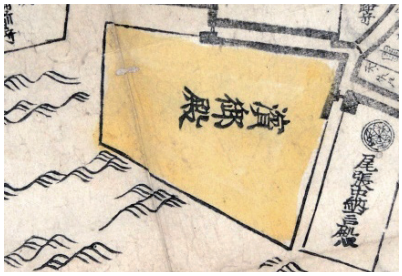

【図３】幕府収公後の姿

であろう。しかし、学術用語として一般的に「浜御殿」が使用されていることや、当時販売されていた絵図類には幕末期まで「浜御殿」と記されていたこともあり、本稿では便宜的に「浜御殿」で統一する。

①先行研究の整理

その浜御殿に関しては、これまで次のような三つの分野・視角から検討が行われてきた。

ⅰ庭園史・造園史研究

浜御殿に関する調査・研究は、庭園史や造園史の分野において進展・蓄積されてきた。中島卯三郎「浜離宮と其庭園に就て」※3が浜御殿を網羅的に検討した最初の成果であろう。近年では、「庭園の復原整備」を目的とし、ハード面である庭園全体や物的構成の変遷※4や植栽※5と、ソフト面である利活用状況※6という両面から調査・研究がおこなわれてきた。そのなかで、史料や文献の掘り起こし、年表作成など、基礎データの蓄積が図られている。

しかし、研究分野の志向性により、庭園の構造や利用方法についての解明に重点が置かれ、歴史的変遷の意義や政治・社会との関係についての歴史学的考察は行われていない。

ⅱ歴史研究

浜御殿を扱った歴史研究としては、水谷三公の成果がある※7。水谷は、ペリー来航から徳川幕府の瓦解までの政治史を、浜御殿を結節点として描いている。ただ、ペリー来航後の激動の政治史を際立たせ、その前後を対照的に位置づけるため、嘉永以前を「気楽」な「遊びの庭」「宮廷の庭」（「江戸宮廷の遊びの庭」）、以後を「緊張」の「政治の庭」「改革の庭」「瓦解の庭」と呼び、時代の変化を象徴的に語るように浜御殿の性格を評価している。そして、本稿で対象とするペリー来航以前を、浜御殿での庭園や芸術品の鑑賞、和歌・詩文を詠むといった「東西宮廷文化が出会い、洗練と文芸を競う場」であったと評価している。しかし、浜御殿で公家や大名・幕臣らを招待した「園遊会」のようすについて、歓遊者の記録から解説しているのみで、上記のような評価を前提とした実態解明が行われている。

近年、東京都による明治初年の迎賓施設であった延遼館の調査事業のなかで、その前史として浜御殿の実態解明も進められている※8。

次に、本稿との関係から鷹場研究について、簡単にみておきたい。鷹場研究は多くの研究成果が蓄積されているが、その多くは江戸周辺の御拳場を対象とした広域支配論や地域編成論、幕府権力論が主となっている※9。近年、江戸城外濠より外側に位置する都市江戸に設定された鷹場についての研究があるが、町人の規制や負担を明らかにしたものである※10。そのため、吉宗による再興以後、鷹場としての浜御殿の実態解明も無いといってよいであろう。

ⅲ調査報告書

造園史や庭園史と関連する成果として、現在の浜離宮恩賜庭園の案内書や発掘等の調査報告書がある。まずは、現在の浜離宮恩賜庭園の案内書※11を挙げることができる。国の特別名勝・特別史跡に指定され、国内外から多くの観光客が来訪するため、一般向けのガイドブックや、多く観光・史跡案内のなかで紹介されている。ただ、多くの史料や絵図などを引用しながら浜御殿の変遷について言及しているが、庭内構成物ごとの解説が中心であり、歴史的意義について深く検討はされていない。このなかでは、東京都公園協会編『特別名勝・特別史跡・浜離宮恩賜庭園の昔　浜御殿地・浜御庭を歩く』が詳しい。次に、浜離宮恩賜庭園でおこなわれた発掘調査の報告書※12と、個別の施設に対する復元や管理整備に係る調査報告書※13が挙げられる。

②本稿の課題

浜御殿というと、どうしても現在の浜離宮恩賜庭園の景観を造りあげたといえる、19 世紀の〝華やかな〟時代における庭園に注目が集まってしまう。浜御殿の機能と意義を考える際、上記のような先行研究の成果と課題を踏まえると、ⅰ 18 世紀（８代吉宗～ 10 代家治）と、ⅱ 19 世紀前半（11 代家斉・12 代家慶）における浜御殿の実態を改めて明らかにするとともに、再評価を行う必要があろう。特に、ⅰは享保改革、ⅱは寛政改革という幕府政治の画期に位置しており、政治史との関係性も問われる必要がある。

ⅰ 18 世紀の浜御殿に対する評価－荒廃論と殖産試験場－

18 世紀の浜御殿に対する評価をみると、「享保９年（1724）に火災のため建造物は全て焼失し、庭園も荒廃してしまった。」※14 や、「享保九年（一七二四）の大火で全部焼失潰滅したあとは、後閣側室たちの居館となり、荒れるに任せたが、安永七年（一七七八）から鴨場二ヵ所が設けられた。」※15 というように、享保９年の御殿焼失を起因として、この時代の将軍の利用回数の極端な少なさも合わさり、浜御殿が荒廃したと評価されている。

一方、８代吉宗と享保改革との関係で言及したものでは、将軍の利用の減少、所管の変更、人事の削減、非常体制の改訂、実用学の重視による実験場としての利用を指摘※16 しているが、縮小面のみを改革政治の影響と評価している。

このように、18 世紀の浜御殿に対する具体的な検討は、吉宗による殖産試験での利用に限られている。しかし、長きにわたって「荒廃」「荒れるに任せた」庭園が、19 世紀になって突如として日本を代表するような〝大名庭園〟へと生まれ変わることができたのであろうか。進士五十八らは、荒廃論とは異なり、18 世紀を庭園維持期（約 1716 ～ 1779 年頃）と位置づけ、「従来の庭園景観の維持管理が主であ」り、浜御殿焼失がかえって庭園の利用や形態の自由度を大きくしたとし、浜御殿の大きな画期と評価している※17。ただ、「庭園」という浜御殿の基本的機能を前提としているため、なぜ〝従来の庭園景観の維持管理〟が必要とされたのかまで踏み込んで調査・言及がなされていない。どのような意味での簡略化であったのか、幕府政治や享保改革全般との関係から問われるべきである。

ⅱ 19 世紀前半の浜御殿に対する評価－園遊文化の隆盛－

進士らは、11 代将軍に家斉が就任したことを契機とし、江戸湾警衛が緊張感を増す 1850 年頃までを庭園発展期と位置づけている。家斉の浜御殿利用回数が際だって多いことに対しては、将軍在職年数が長期に渡っていることなどのほか、庭園趣味の傾向が強かったことを挙げている。そして、「従来の庭園空間に新たな意匠が加えられ、庭園も活発に利用される等最も庭園として熟成し隆盛の時代を迎えた」と述べ、浜御殿の利用目的は回遊式庭園を利用した観遊であることを示唆している※18。

19 世紀の浜御殿は、11 代将軍徳川家斉および 12 代将軍徳川家慶の親子二代にわたる華やかな園遊会のみが注目され、家斉の豪奢と幕府の弛緩の象徴というような評価で一致しているといえよう。このような評価は、浜御殿の検討が庭園史や造園史の分野で進められてきたことに起因すると考える。しかし、将軍個人の意向が全て直接反映されたとも考えにくく、実行には幕閣や幕府官僚が介在したはずである。また、松平定信による寛政改革も断行された時期であり、その影響を浜御殿も少なからず受けていたと考えられる。そのため、庭園史的視点だけでなく、また、将軍個人の特性に帰結させるのでもなく、幕府を取り巻く政治状況を踏まえた分析が求められよう。

そこで本稿では、① 18 世紀の浜御殿の実態を享保改革との関連から検討することで、庭園史的観点ではなく歴史学的観点から明らかにすること、② 19 世紀の浜御殿の機能について、受け手である観遊者の視点から庭園内の各施設等の存在意義を読み解くこと、以上の２点について検討を行うこととする。浜御殿に関する史料は限られており、先行研究でも利用されてきたものとほぼ重複するが、上記のような視点から、あらためて再検討・再評価することで、これまであまり注目されてこなかった側面を提示することを目的としたい。

本稿で主に利用するのは、東京都公文書館に所蔵されている東京府文献叢書に収録されている浜御殿関係史料である。明治 10 年代から大正初年にかけて、東京府の記録科編修部のもと、国が進める歴史編修と府の行政事務上の必要から、参考となる江戸東京の歴史に関する膨大な量の史料が収集された※19。東京府文献叢書（154 冊）はそのなかの一つであり、浜御殿に関係するものとして、幕末期の浜御殿奉行を務めた小川泰助の記録の抄録や、浜御殿で観遊した者の紀行文などが収められている。

１　享保改革と浜御殿

①将軍の御成

まず、『徳川実紀』を基本史料とし、その他の史料で補いつつ、８代までの将軍ごとの浜御殿の利用頻度と目的について概観しておく。

５代将軍徳川綱吉　宝永元年（1704）12 月の浜御殿収公後、死去するまでの約４年間で 11 回の利用が確認できる。そのうち、綱吉自身の御成は一度も確認できていない。将軍親族の利用は 10 回、公家の観遊は１回である。将軍親族による利用のうち、浜御殿のもとの所有者で次期将軍候補として綱吉の養子となった家宣は、10 回全てに参加している。具体的な利用目的は不明であるが、家宣のほか、簾中や御台所、姫君が利用していることから、庭園の観遊と考えられる。

６代将軍徳川家宣　家宣の将軍在位期間は約４年間で、23 回の利用が確認できる。家宣自身の御成は７回で、親族が利用した５回には全て家宣も参加している。また、江戸滞在中であった会津藩主松平正容と大坂城代土岐頼殷を将軍自らが招いたことも１回ある。特に、公家や門跡などの観遊が 16 回と多いことが注目される。その際は、将軍自身は出向いておらず、老中や若年寄、留守居や高家などが対応にあたっていた。御泉水に船を浮かべて演奏を楽しんだり、海岸より御座船を眺め、中島の茶亭や清水の茶亭、書院などでさまざまなもてなしを受けるというコースを辿る。

７代将軍徳川家継　家継の将軍在位期間は約３年間で、２回の利用が確認できる。家継自身の御成はなく、近衛基熙（このえもとひろ）と九條師孝（くじょうもろたか）を饗応するために利用されている。饗応方法は家宣時代と同じく、中島の茶亭や清水の茶亭のほか、林園を遊覧してたという。

８代将軍徳川吉宗　吉宗の将軍在位期間は約 29 年間で、21 回の利用が確認できる。吉宗自身の御成は４回で、親族の利用は 16 回（吉宗同行は０回）となっている。公家等の利用はなく、徳川宗武と小五郎（のち一橋宗尹）の名代として奥向衆が浜御殿で漁猟を行っている。長期にわたるが、親族の利用が中心であり、綱吉政権期に近い傾向を示している。

将軍による御成の回数のみをみると、綱吉と吉宗がほとんど出向かず親族のみが利用したのに対し、家宣・家継の時代は比較的利用されていたほか、公家や大名らの接遇に利用されたことがわかる。

②浜御殿の位置づけの変化

まず、吉宗の将軍就任直後の享保元年（1716）９月５日、浜御殿門番の担当が大名から寄合へ変更されている※20。江戸城門番は、正徳３年（1713）に石高・家格の基準が定まり、内郭は譜代大名（一部、外様や大身旗本が担当）、外郭は 3000 石以上の寄合が担当することとなった※21。ただ、享保初めに門番の制度に変更があったことが確認できないことから、浜御殿に対する個別の対応ということができよう。

浜御殿奉行以下の役人※22（第１表）に目をむけると、享保４年９月、浜御殿奉行支配の役人が 162 名から 25 名（御殿番 15 名、物書役２名、御掃除之者８名）へと、137 名も大幅に削減されていることが注目される。増員願いも出されるが、宝暦２年（1752）段階でも人数の変更はなく、18 世紀を通じて 25 名で固定されていたと推察される。享保 13 年、浜御殿奉行の服部市右衛門が吹上奉行に転任した際、支配の者４名も同奉行支配となったため、一時的に 20 名となっていた。なお、後述するように、寛政期には将軍の利用回数が一挙に高まったため、寛政７年段階では 45 名（筆頭役３名、世話役３名、御殿番・加役 20 名、物書役２名、御掃除之者 17 名）と倍増している。

【図４】航空写真と御殿絵図の合成図

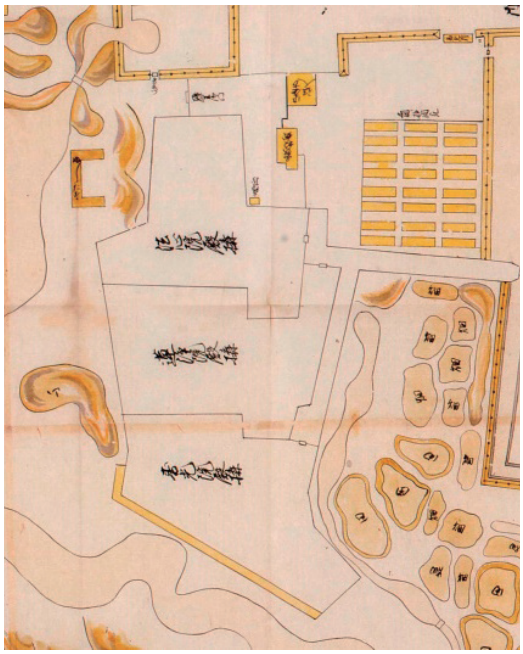

【図５】御殿跡地の三屋敷

また、享保５年７月 22 日には、火災の際の対応について、従来の「営中」（将軍の居所）同様の心得から「尋常の第宅」（屋敷）並みとし、特段に人員を送り込む必要はないことが命じられている※23。これと関連してか、享保７年３月、火災に際して、将軍の子供で唯一江戸城に暮らしていた五代将軍綱吉の子女・竹姫の避難所に指定された。

そして、御殿焼失後の享保 17 年 12 月には、寿光院（５代綱吉の側室）、法心院（６代家宣の側室）、蓮浄院（同）の居宅が御殿跡地に造営されている。それ以前の同２年には、法心院と蓮浄院が「浜の新邸」へ移住していることが確認できる。当代の将軍の正室や世継ぎとなる男子を産んだ側室は、次代以降も江戸城内で暮らしたが、それ以外の側室らは代替わり直後に江戸城を出て、最終的には浜御殿へ送られたのである。家宣・家継と将軍が二代続けて短命で代替わりしたことによる、特殊な事例ともいえよう。

一方、浜御殿への御成に際して、それまで将軍は「常の御上下」、供奉の者も常服を着したが、享保 14 年９月以降は「御狩のごとく。みな羽織。股引」を着すように命じている※24。吉宗が重要政策と位置づけて復活させた鷹場として、位置づけが明確化されたといえよう。

このような実態からは、ⅰ幕府による浜御殿への対応が“低下”している一方、ⅱ重要政策である鷹場として位置づけられたこと、ⅲ“江戸城の延長”にある比較的近い広大な土地

としてさまざまな面で有効利用しようとしていること、を見てとることができる。

徳川幕府における浜御殿の位置づけの“低下”は、一般的には享保９年の御殿焼失を契機とすると指摘されている。しかし、御殿焼失以前、吉宗将軍就任直後より位置づけをめぐる変化はみられていたことがわかる。18 世紀の浜御殿の変化は、御殿焼失という物的要因よりも、８代将軍徳川吉宗が断行した享保改革と関連したものと考えたほうが良いといえよう。

③吉宗の実学重視と国家政策

第１表　浜御殿関係役職一覧

役　職	役　高	格　式	備　考
浜御殿奉行	200俵	焼火間詰､布衣	
浜御殿奉行見習	100俵、５人扶持	両番格	奉行の子弟などが就く臨時職
浜御殿添奉行	100俵、５人扶持		浜御殿奉行の補佐
浜吟味役	100俵、５人扶持	御徒目付格､譜代席	目付配下
浜御庭世話役	持高勤め､手当金2両	御抱場､御目見以下	浜御殿番より３名
浜御殿番	持高勤め、手当金1両1分	御抱場､御目見以下	うち筆頭役３名
浜御殿物書役	持高勤め、１人扶持、勤金３分	御抱場､御目見以下	御掃除之者より１名
浜御庭御掃除之者	持高勤め、１人扶持、勤金３両	御抱場､御目見以下	
浜普請方大工頭			宝永7年に作事奉行配下として設置、享保2年に目付配下に移管

＊『古事類苑』官位部三（神宮司庁、明治38年）､大石学編『江戸幕府大事典』（吉川弘文館、2009年）より作成

浜御殿では、従来より指摘されてきたように、享保期よりさまざまな産業が行われるようになった。これらは実学重視や殖産興業として評価されているが、果たしてそれだけであろうか。吉宗による享保改革は、御三家から将軍になった自身の将軍権力の確立・強化とともに、経済問題や社会不安による幕府指導力の低下、幕府財政の悪化、武家の弛緩などの諸課題を克服するため、さまざまな国家政策・公共政策を展開した。また、危機管理体制の強化など、国民生活の維持・安定に向けた国家政策を展開させたことも享保改革の特徴として挙げられる※25。これら幕府政治と浜御殿とはどのような関係にあったのであろうか。

ⅰ薬園

吉宗は就任直後の享保５年以降、本草学者を登用して本格的な薬草政策を展開した※26。これは吉宗の就任前後に全国各地で疫病が流行したことが影響しており、全国的な薬草調査の実施と薬園の整備、薬種の普及・拡大を幕府が担うことで、薬草の国家管理体制のもとで民衆の生命を保障する全国統治者として権威を示そうとしたのである。そのなかで、全国に開設された幕府薬園の一つが浜御殿であった。

設置当初の状況は不明であるが、宝暦８年 11 月の記事には、植溜（うえだめ）に薩摩枳穀（きこく／みかん科の落葉低木。中国原産。唐橘の略。）10 本と肉桂 10 本を植えていたが、肉桂が殊の外大きく育ち枳穀の障害となっているため、枝詰めを行いたい旨の伺いが出されていることがわかる※27。また、寛政２年 11 月には新銭座の方の畑地を御薬草場に変更したことが記されており、薬園が新設され薬草も増産されたのである※28。寛政７年には、薬草植え付けや新規御蔵見廻りなど御用繁多のため、当年より年々手当が与えられることになったほどである。幕末期に浜御殿奉行を務めた小川泰助の記録からは、200 種を超える薬草が栽培されていたことがわかる。

ⅱ農耕

浜御殿では、造営直後の 18 世紀以前より農耕地が設けられ、稲のほか、さまざまな農作

物が栽培されていたことが絵図や記録からわかる。鳥寄溜や築山等の増改築により規模や場所は変わるが、江戸時代を通じて農耕地が確保されていた。

享保期の絵図[※29]には大泉水の北側に広域の田畑が描かれ、宝暦９年段階で約 1500 坪にも及んだという[※30]。また、南西の新銭座には菜園があり、茄子、ささげ、冬瓜、「ゐなか（田舎）めきたる所」では、加賀芋、ぬかご、山査子など、さまざまな畑物が栽培されていた[※31]。また、櫨（はぜ）の実、赤坂溜池端の柳堤に生えていた種竹といった実用植物も植え付けられていたことがわかる。浜御殿には玉川上水が引き込まれており、農業用水としても利用されていた。

この農地では、代官が関東地方の村々から農民を召して、農作業に従事させていた。その目的について、「文昭院殿御実紀附録」では「御庭に田面ひろくかまへ。四五月頃は。関東村々農家の婦女を。代官よりえらびまいらせ。それにて早苗を植しむ。御台所。姫君だち御覧じにわたらせ給ふ。是も下民艱苦を。後宮の御方々にも。みそなはせたまはせたく思召ての事なるべし。」[※32]と記されている。つまり、為政者たる将軍の御台所や姫君らに対し、目に見えるかたちで民衆の苦労を知らしめることにより、将軍家族としての心構えを身に付けてもらいたいという計らいであった。文昭院とは六代将軍徳川家宣のことであり、七代将軍家継とともに、いわゆる正徳の治と称されている。この時代に政治顧問的存在として政治に深く関与し、儒教的理想主義の政治を推進した新井白石の影響があったとも考えられる。この後も江戸時代を通じて、将軍の御台所や子女の浜御殿観遊は行われており、上記のような思想は貫かれていたといえよう。

ⅲ刀剣

享保４年、幕府は諸大名に対して、領内の刀工について報告させ、その人数は 277 名に及んだ。そのうち、「殊に精功なる」者を選考し、法城寺康定、下坂武蔵太郎安國、玉置小市安平、宮原正清などの刀工（刀匠）を全国から浜御殿へ招聘し、刀剣を打たせている。ただ、浜御殿での刀剣の製造は、製品の特殊性により、殖産興業とは別の意義があった。その刀剣は、功労のあった幕臣への下賜品や日光東照宮への奉納品などに用いられている。なぜ、下賜品や奉納品を幕府が主導して浜御殿で製造する必要があったのであろうか。

その理由には、「ふるき名匠の製したる刀剱は価も貴ければ。世にも人にももてはやされて。至宝となる事なれども。實は其用の利鈍に在て。価の高下にかゝはるべきにあらず。されども世人専ら古刀を貴ぶの弊ありて。新製は利刀にても。好む人少きに至れり。」[※33]という背景があったことが述べられている。つまり、武器として実用のものを幕府自らが製作して大名・幕臣らに与えることで、平和にうつつを抜かして骨董品を珍重する武士を戒め、吉宗の進める武術奨励へと繋げるねらいがあったと考えられる。

ⅳ砂糖

吉宗は享保 12 年、琉球より蔗苗（しょびょう）を取り寄せ、薩摩藩の落合孫左衛門という者を招聘して、浜御殿と吹上御庭に植え付けさせている。浜御殿の植溜でも継続的に栽培をしたほか、製糖法の研究も行われていた。浜御殿で栽培した蔗苗は全国各地の希望者へ分け与えられ、栽培が試みられることとなったのである[※34]。

安永６年（1777）には、江戸山城町柏屋庄右衛門店にいる摂津国伊丹出身の浄土宗隠道者・酉仏という者に、役宅で砂糖の試作をさせているが、出来方も良く上納するかどうか伺いが出されている。また、寛政８年（1796）には、浜御殿奉行木村又助が房州への砂糖御用を命じられる[※35]。江戸時代を通じて、浜御殿が砂糖製造において大きな役割を担っていたこと

がわかる。このことについて『徳川実紀』によると、砂糖は中国から輸入しているが、日用品として欠かすことはできないため、輸入に左右されないよう国産を図る必要があったことが理由とされている。寛政期には全国各地で生産され、中国産よりも出回っているという状況にまでなったという。

ｖ洋馬

吉宗は、古式馬術の復興とともに、オランダより洋種馬を輸入し、洋式馬術の導入も図った。享保 10 年に来日したオランダ人馬術師のケイズルは、吉宗に洋馬を献上したほか、洋式馬術を披露したり、飼育法や治療法などを日本へ伝えている。ケイズルは浜御殿へ住居が与えられ、同 14 年 10 月より帰国する翌年３月まで本人と通詞３名が居住している。

浜御殿には馬場があり、将軍による馬術上覧も行われた。そのため、日常の馬の飼育や幕臣への馬術伝授を目的として、浜御殿に住居が与えられたと考えられる。実際に、馬役の富田又右衛門はケイズルより馬術の伝授をうけており、その時の通詞であった今村市兵衛によってケイズルの口述や蘭書の和訳がなされた。ちなみに、ケイズルが浜御殿に住居を与えられたのと同じ年、清国商人に連れられて長崎に上陸した象も浜御殿で飼育されていた。享保期の絵図には、御庭に入る前の塀重門の近くに「象部屋」が確認できる。幕府が管理する施設で、広大な土地が確保できる場所として、浜御殿は重宝されていたのであろう。

従来より指摘されている実学重視や殖産興業のみでなく、全国統治者としての将軍権威の確立・強化、国家政策や公共政策といった幕府政治全般と密接に関わっていたことがわかる。利用実態や位置づけだけをみると、19 世紀の“低下”という評価に結びつくが、より詳細に分析すると、浜御殿特有の利用方法がとられていたことがわかる。将軍の私的な空間から、幕府政策と密接に関わる空間へと変化したといえる。“低下”とみられることも、利用方法の変化に合わせた合理化であり、その目的に合わせた最善の管理がなされたと面がみえてくる。

２　鷹場としての整備

本節では、８代将軍吉宗の享保改革の一環で復活し、幕末まで存続した鷹場制度に注目する。第１節での検討においても、享保期より浜御殿を鷹場として位置づけ直す動きをみることができた。また、11 代家斉の浜御殿の利用の目的をみても、放鷹（狩猟）がほとんどを占めていることがわかる※36。

そこで、享保以降の 18 世紀と 19 世紀の画期となる寛政期における浜御殿の管理・整備について、鷹場という視点からみてみたい。

浜御殿整備年表

和暦	月日	分類		
享保３		掃除	享保３年以来、年に一度、秋に行われる御庭内外の大掃除の人足を小普請方より出す。	②
享保７（1722）	2月	普請	藤棚の結摺縄・小壁縄について小普請方へ報告する。	②
	2月	被災	中之御門下馬札・新銭座御門下馬札・海手御門ほか高札が風破したことを目付衆へ報告する。	②
	2月	被災	浜御殿御座之間玄関・部屋、清水の茶屋廊下、御茶屋向表座敷陰堀、馬見所雨戸、御成御門脇関戸、御殿御勝手、海手の茶屋、中之御門番所矢来、御門番所が風破したことを小普請方へ報告する。	②
	3月	植栽	御庭田地下拵・植付人足および御庭田畑・御花段植付手入人足の賃金を勘定奉行へ申請する。	②
	5月	被災	諸施設の修復が次第に大破となっているので、早急に普請を行うよう上申する。	②
	11月	植栽	藤の養育用に上奈良粕２樽を御賄方へ申請する。	②
享保９（1724）	正月30日	被災	浜御殿のうち清水の茶亭を焼失する。	①
	3月25日	普請	番方乗馬調練に際し、休息所が焼失しているので、馬見所脇に用所場を手軽に３ケ所設置するよう小普請奉行へ申請する。	②
	4月	役所	浜御殿焼失のため御殿番の者の昼夜詰番所や諸道具等の物置が無く困っている。海手御門前に二間・四間の手軽な番所があるが、六年以前に浜御殿支配人数削減のため番人が差し止められて以降、締切となっている。そこで、これを番所并物置として利用したい旨を小普請奉行へ申請する。	②
	4月	役所	浜御殿類焼につき、浜長屋のうちに長屋を借りることになり、これまでの役家同様に畳をもらいたい旨を申請する。	②
	9月	船方	海手御門脇へ御船蔵・船見番所・水主小屋を設置する。御成や風破の際の便を考慮し、通路口の引き戸口の設置を小普請奉行へ申請する。	②
	9月	役所	浜御殿大手門外にあった井戸口ケ輪など焼失したので修復を申請。隣接する屋敷の所有となっていた井戸を浜御殿管轄にすることも許可される。	②
享保10（1725）	9月	除草	浜御庭内・外廻りの草刈り・草抜き掃除の人足高が335名と決まる。	②
	10月	除草／地形	番方の遠的稽古のため、草刈り・地形直し人足について報告する。	②
		掃除	本年以降、年に一度、秋に行われる御庭内外の大掃除の人足を浜手より出す。	②
享保11	8月	鷹場	メスの唐犬が子犬を産んだので、餌として挽割麦１斗を御賄方へ申請する。	②
享保12（1727）	6月	鷹場	飼鶴塒２ケ所の修復を報告する。	②
	6月	除草	当春以降、浜御庭外廻り共年中草刈掃除をするように命じられる。１ケ年人足のべ560名（草刈人足100名、掃除人足460名）として、人足賃銀880匁のうち半金の受け取りを勘定奉行へ申請する。	②
	7月	堀浚／地形	御泉水のうち、長95間横幅８間深さ５間を２尺ほど掘浚を行う。この揚土を平地・山の地均しと芝付下地に利用することを報告する。この普請は摂津国屋半七が金38両と銀18匁で落札した。	②
	7月	鷹場	御泉水の鵜を追払うため、鉄砲用の玉と火薬を御留守居役衆へ申請する。	②
	9月	掃除	御成に備え、茶屋掃除用雑布および観音堂・庚申堂の鐘の緒に使用する上布・下布の受取りを御賄頭へ申請する。	②
享保14	2月	鷹場	御泉水の魚の減少に対し、水の流れを良くするため、先年は元御船溜より植溜境へ掘を作り、海水が循環するように指示を受けた。今年はその掘りも段々埋り舛も朽ちてしまっているため、海水の循環が無くなってしまった。そこで、桝の修復と掘浚いを申請する。	②
享保16	4月15日	被災	浜御殿の御門橋が類焼する。	①
享保17	12月	普請	御殿跡地へ蓮浄院・法心院・寿光院の屋敷を造営する。	①
享保18	4月	掃除	法心院・蓮浄院が移り住むので、御庭御掃除人足について報告する。	②
元文５（1740）	5月	普請	竹姫が壽光院屋敷へ来訪するため、６年以前の通り取り建てを小普請方へ申請する。	②
吉宗の時代		普請	織殿、薬園、砂糖製所、鍛冶小屋、火術所、大砲場等を設置する。	③

寛延３（1750）		堀浚	寛延元年に御泉水浚いを申請したところ、本年に小普請方で実施した。	②
宝暦９（1759）	5月	堀浚／地形	御泉水の土埋まりが強く、4,5 年以来藻が発生している。たびたび刈らせているが、多分になったので土浚方をし、築山の風破した部分などの修復に利用したいので、小普請方の見分の上で浚いを行うことを申請する。	②
	7月	除草	浜御庭の田地は 13 年前より水田に変更されたため草刈人足の賃銀 28 匁を受け取ることとなった。その後だんだん草が増えたため昨年より銀 56 匁を申請している。	②
	7月	堀浚／地形	御泉水凡そ 8000 坪程の掘浚いを行った。中御橋より東の方は、地引き網で魚を橋の西の方へ追い込んで浚いを行った。中嶋の茶屋の前後は、魚を損じる可能性もあったので、鋤簾で浚いを行った。浚い揚げた土は芝間に菰を敷いて水を切り、海手通りの御山の修復、道通りや芝間の落ち込んでいる箇所へ入れて地均しをした。	②
明和３（1766）		修復	高潮による損失防止のため、中嶋の茶屋に畳置台 12 個を新設する。	②
安永４	5月	堀浚／地形	御泉水のうち中橋より海手新樋口まで 6464 坪の浚いを実施。揚土は、観音堂脇御山続き海手通りの修復へ、残りの分は蓮浄院殿住居跡空き地へ置いておく。	②
安永５	6月	役所	浜御殿奉行役宅の次の間・玄関の畳の修復を作事奉行へ申請する。	②
安永７（1778）	3月	鷹場	鷭堀鴨堀（庚申堂鴨場の原型）が新規にできた。	②
	3月	修復	中嶋の茶屋の金屏風１双の修復を同朋頭へ申請する。	②
	7月	掃除／除草	蓮浄院殿住居跡凡そ 1600 坪余りは４月より新たに鷭堀鴨堀となったため、掃除人足・草刈人足増願いを出す。	②
安永９（1780）	9月24日	普請	浜御殿大手門前の松平陸奥守・脇坂淡路守持合い橋を新規に架け替る。	市29
	10月	普請	浜御庭構外廻り堀浚い并石垣築直しを小普請方で検討される。御船蔵脇に新規水吐を設置する計画だが、汐入の場所なので水吐きはできないことを上申する。御船蔵脇新規堀割は中止となる。	②
天明７（1787）		堀浚	御泉水堀浚いを行う。	②
天明８	9月26日	鷹場	御泉水の小魚減少につき、芝新網町漁師が御用として補給する。	産32
寛政元	9月12日	普請	浜御殿地・御庭向の茶屋等を曲淵勝次郎より浜手へ引き渡される。	②
寛政２（1790）	2月	堀浚	御泉水堀浚いを申請する。	②
	6月	掃除	御掃除之者の掃除場の管轄に関する質問に対し、御庭向は平日一円に御掃除之者が日々掃除しているが、御掃除之者が及ばない所は人足を入れて仕上げている。定式御入用の掃除人足という名目だが、明確には掃除場は決まっていない。御成の際の道筋については御掃除之者が引き請け、御泉水波端通りや御田廻り、蓮池御流、奥御馬場柾木垣のお手入れなどは、御庭方定式人足を加えて仕上げている。そのほかの両御茶屋・観音堂・庚申堂・奥御馬場惣砂利間の草抜きは小普請方で引き請けて仕上げていると返答する。	②
	8月	普請	御成の際、従来は御庭御構御船小屋を御風呂屋にしてきたが、以後は御庭口役所御膳所になる。御風呂屋は瓦作屋根がある所へ作るよう指示があったが、取り建てるような所は無い。そのため御庭口脇にある１間・２間の物置を御賄方部屋の都合の良い場所へ引き直すこととする。	②
	9月	掃除	御成の際は、従来は小普請方で扱っていた茶屋向・賄所向や掃除方は、今後は浜御殿方で取扱うよう指示される。御成の際の諸入用は、御成終了後に取り調べ、御小納戸御場掛へ書付を差出し、小普請方より御入用金へ奥へ渡して、御場掛より受け取ることとする。	②
	11月	普請	新銭座の方の畑地が御薬草場となる。	②
	12月3日	普請	御成につき、御取建向の入用銀 626 匁１分７厘８毛	②
	冬	鷹場	大山下庚申堂前蓮池廻り鳥寄の入用銀 123 匁７分５厘	②
寛政３（1791）	3月	植栽／普請	新規御泉水堀立方に付随する植木植え付けや土手築立ての代金 196 両 2 分が御場掛へ遣わされる。	②
	3月4日	普請	御成につき、御取建向の入用銀 395 匁６厘９毛	②
	3月	鷹場	鳥寄直し、御鳥籠３ケ所、御覗所の入用として銀 143 匁３分	②
	4月	鷹場	鴨場池の新規造成につき、褒美が与えられる。	②
	5月	鷹場	鴨場（新銭座）池の造成地より御影石御手水鉢２つが掘り出される。御場掛より、１つは江戸城本丸へ持っていき、もう１つは取り捨てるよう指示がある。	②

	7月	地形／普請	大筒稽古場大埒小埒を築立て地形引き平均し、御射小屋１ケ所・仮日除ほか、小土手築造する場所を新規切り開くための御入用として、金５両１分銀 10 匁の請取書を御小納戸へ差し出す。	②
	10月	普請	御亭山の東側中腹に腰掛けを新設する。海手の茶屋を取り壊した際の木材を再利用する。諸色入用として金 39 両２分と銀 10 匁３分の見積りを上申する。	②
		普請	元樋口の東に築山を造成する。	②
	11月19日	普請	御成につき、御取建向の入用銀 397 匁６分３厘５毛	②
	12月5日	役所	役宅向の畳の修復は、従来は御用取扱所・勝手向ともに修復していたが、今後は御用取扱所の分のみ修復をすると老中松平定信が指示する。	②
	冬	鷹場	新御泉水廻り・御薬園御流、御覗所９ケ所・御鳥寄御鳥籠の入用として銀 480 匁９分４毛	②
寛政４（1792）	2月5日	普請	御成につき、御取建向の入用として銀 270 匁６分５厘	②
	4月	堀浚	中嶋の茶屋前石垣廻りおよび笹山下元樋口張出の浚いを申請済。	②
	8月6日	普請	海手石垣および山欠所の修復が許可される。金 218 両２分を経費とするが、経費削減を心がけることが指示される。修復中は吟味役２名が常時立会い、御小人目付も時々見回る。	②
	8月	被災	明和・安永年中より寛政２年までに、風雨や高潮などにより海手通り御山石垣は崩壊している。新銭座側が地高のため御殿地内に出水したことはない。寛政３年８月６日の風雨では芝地等へも汐が押し上がり、９月４日大雨の際には御庭構海手南東打ち廻し石垣上より 2,3 尺高潮にて、茶屋御軒下１尺程、山･石垣ともに崩れ所ができ、御殿地内でも水の浅深はあるが平均して１尺 2,3 寸程も出水した。享保 15・16 年にも石垣の崩所が出来たという記録がある。	②
	8月	普請	大坂定番与力の火術見分に際し、御取建跡の仕舞い入用の請取方について上申する。	②
	8月	米蔵	米蔵２棟をの新設が老中松平定信より指示される。	②
	8月晦日	普請	浜御殿中門橋の掛け替えのため、御普請奉行支配の者による見分が行われる。浜御殿奉行より、同橋は浜吟味役の持ち場であることが報告される。	②
寛政５（1793）	5月	普請	御成先御用竹３組と、御鷹台架大■鉢御屏風煙草盆手水桶襖骨４本が新規に出来る。	②
	5月	植栽	小菅御腰掛構の竹を浜御殿御庭内の不用の空き地へ植え付けておけば、今後の御用にも使えるのではと問い合わせに対し、役所前西北の方打ち廻し大柾土手まで植え付け、そのほか五番堀脇裏山へ取り付けまでのところ、大手中程へ掛けて竹を植え付ければ、土手の締まりにもなるのではと回答する。	②
	8月	普請	御亭山腰掛の障子、御用場屋根葺替え等について伺いの通り許可される。	②
		普請	中嶋の茶屋御伝橋が仮に架け渡された。	②
寛政６（1794）	正月	米蔵	米蔵２棟の内に箱番所が出来たので薄■２枚を貰いたいと作事奉行へ上申する。	②
	3月	除草	これまで定式草刈人足は 174 人だったが、今回は 20 人減らし刈り取りをおこなった。今後は定式高のうち 47 匁５分を減らすことを勘定奉行へ上申する	②
	3月	鷹場／植栽	鴨場池堀々の堀替えと土手・山等の築足しに関し、大堀浚いや植物植替えほか手入れ御入用として金 34 両１分銀４匁５分を申請し、伺いの通り許可される。	②
	4月	普請	相撲上覧の際の畳の修復や見物所の取建の費用、買上物代金、職人人足の賃銀として、金 10 両を上申する。	②
	5月	堀浚／地形	鴨場池の堀浚いを行う。揚土は四番五番堀埋立てや築山等へ用いる。大堀廻りに土砂流入防止用の柵を新設する。	②
	6月朔日	鷹場／植栽	５月 26 日より１日限り水留をすると通知があったが、28 日まで上水が流れて来ず、同日夜に少々流れてきたがほんんどない状態である。そのため、御泉水の水質も濁って悪化する場所もでてきた。この時期は田植付中であるが、植え付けた分も田が干上がって枯れてしまっている。早急に上水が流れるよう上申する。	②
	7月	役所	浜役所脇の７間の物置のうちへ竈を設置する。	②
	10月	役所	このたび御薬園御用薬種御上り御用の分を取り扱うことになり、浜御殿奉行役宅座敷・玄関について、役宅の建て継ぎと薬草干立場を修復するよう指示される。	②
寛政７（1795）	正月26日	修復	観音堂および庚申堂の調度品に破損等がみられるが、特に目障りということもないことを確認する。	②
	2月	植栽	新銭座の畑地内に鴨場が造成されたので、代地として 700 坪程を西山辺りの篠竹藪を開発する。	②

	2月	普請	小松川（上小松村）正福寺の屋台は破損も激しく組み立てられないため、修繕の上、請け取りたいことを届け出る。	②
	3月	役所	御畳は５年前の寛政３年 10 月に修復したが破損が見られるので、畳表の交換・修復を御畳奉行へ上申する。	②
	4月	役所	７年前の就任以来、浜御殿奉行役宅は大破した空き家を修繕して使用してきた。今回も修繕の見積もりを提出した方が良いか伺う。	②
	7月	鷹場／植栽	植木類は例年８月２日・冬中に、残りは翌春になってから刈り込みを行っている。しかし、鳥の障りにもなるので当年は７月から取り掛かり、そのための増人足について奥へ伺う。	②
	7月	役所	浜御殿奉行役宅の修繕が完了したので、畳を敷き入れることを作事奉行へ報告する。	②
	7月	修復	去戌・亥両年の大水で中島の茶屋の畳台 12 台のうち８つが流出し、残り４つも破損して用立たなくなっている。今回、残った４つを修復するとともに、８つを新造することを上申する。	②
	8月	米蔵	米蔵２棟の新設につき、非常用の消防道具・筆墨紙蝋燭等の受け取り方について勘定所へ相談する。御蔵は６月２日に作事奉行より請取り、日々昼夜見廻りに必要な蝋燭を受け取りたいと賄頭へ上申する。	②
	9月6日	普請	浜御庭口役所脇上水井戸、御構土手下通り下水、内堀揚場木戸門はこれまで浜吟味役持ちであったが、以後は浜御殿奉行持ちとなる。	②
	9月	鷹場	鴨場大堀と細流堀々、新銭座向堀々とも水草を取り捨てる場所を調べて報告する。	②
	10月	役所	浜御殿奉行役宅の玄関座敷と御用取扱所の畳の修復を上申する。	②
	12月	普請	藤棚下控所続き新規１棟萱葺（鷹の茶屋）を新設。御鷹部屋２部屋を設ける。従来の控所は用立てにならないので立て直し、これも萱葺きとされた。	②
寛政８（1796）	正月	普請	御馬入口内外の休泊所を新設する。	②
	3月12日	普請	小字島通り仮御伝橋上・島内長さ 41 間に新規藤棚を新設することが指示される。	②
	5月23日	植栽	赤坂溜池端柳堤上水通に生えている種竹を浜御殿地へ受け付ける。	②
	6月	鷹場／普請／地形	前金でもらった 30 両を、鴨場の御用済鳥寄場の撤去、鴨場の鳥溜まりに使用した夏秋の水草の取り捨て、鴨場向きの手入れ、松之堀道付け方、三間橋左右の足土、千住より送られてきた萱について水門上ケ方・場所持ち入り後の掃除、風破した御亭山御鷹部屋吹き倒れ後の手入れ、氷砕御用小舟１艘の背板打ち立て縄代、氷砕手伝い人足賃銀、仮御伝橋の手入れに充てる。	②
	6月	植栽	植木手入れの杣人足について伺う。	②
	12月	役所	浜御殿奉行役宅のうち浜御薬園上納薬種取扱所・次之間の畳が破損しているため、畳奉行の見分の上で修復しもらいたいことを願い上げる。	②
寛政９（1797）	2月	普請	御成の際、２ケ所の茶屋に従来は幕を張っただけであったが、雨覆いのため普請を命じたいと代官より申し立てる。	②
	3月	普請	浜御庭御馬入口御門外御構堀の橋を土橋から石橋に架け替えることを目付へ伺う。	②
	11月21日	米蔵	御米蔵木戸門前東御長屋通りの道幅が 8,9 尺から１丈ほどと狭く、非常時に支障もあるので、１間余りも広くするよう上申する。	②
寛政 10（1798）	8月	鷹場	夏の水草刈取りと冬春の鴨場氷砕き用に小船２艘を借用する。	②
	8月	修復	観音堂外廻りにかけている金地極彩色の額大小 12 枚は、御成の際に堂外廻りに掛け、平日は堂の中に仕舞っているが、近年は破損が見られるので、６枚の修復を上申する。	②
	8月	修復	庚申堂に掛かっている金地極彩色の額２枚の修復を上申する。	②
		鷹場	竹の堀、松の堀、梅の堀、柳の堀を埋め立てた。柳の堀は堀先は残り、堀口の方は堀替えられた。柳の堀は八番堀になり、九番から十三番堀が新規に出来た。堀の名称は桜・竹・桜と名付けていたものが、番付となった。七番堀も堀替えとなった。寛政 10 年夏に堀通りの模様替えが完成した。鳥溜池は田地となり、春末から秋中まで稲作が行われた。田地は、収穫後は鳥寄垣を取り付けて水を張り、鳥溜池とした。	④
寛政 12	7月15日	普請	目付による石垣崩れ所の見分が指示される。	市32

①；『新訂増補国史大系　徳川実紀』第８篇～第 10 編、『新訂増補国史大系　続徳川実紀』第１篇
②；小川泰助「浜殿旧記　上」（「東京府文献叢書」甲集第 97 冊）、同「浜殿旧記　下」（「同」甲集第 98 冊）
③；小宮山綏介「浜苑建置考」（「東京府文献叢書」甲集第 123 冊）
④；「浜御殿之絵図」（徳川林政史研究所所蔵）脚注 39 参照
「市」・「産」；『東京市史稿』のうち市街篇および産業篇を示す。数字は巻数

ｉ享保以降の鷹場整備

徳川宗家以外から初めて将軍に就任した吉宗は、将軍権力を確立・強化するため、家康時代を先例とすることで、家康の権威を利用しながら政治を進めたのである。そのなかでも、家康の好んだ鷹狩は、将軍に就任する前から復活の準備を始めている。家康の鷹狩は、単に武術調練の意味だけでなく、諸大名や公家に対して勝手な鷹狩を禁止し、放鷹権を独占することで全国統治者としての権威を高めたといわれている。また、鷹場に出向くことは、地域住民と接するなかでの民情視察や、鷹狩・射技や行列は軍事訓練としての目的を持っていた。

この時代の浜御殿について、小杉雄三は、９代家重・10 代家治時代の庭園管理を「空白の時代」「ここに勤める者達は毎日庭の清掃をくりかえすだけであってたまに池の浚渫を行うくらいが出来事といえば出来事であった。」と低く評価している※37。一方、服部勉・進士五十八らは安永７年の鴨場の成立が利用回数の増大に大きな役割をもっていたこと、水谷三公は幕末期まで放鷹・狩猟に利用されていることを指摘するが、事実のみの指摘や庭園構成における鴨場の位置づけに重点を置いた評価に留まり、具体的な検討もなされていない※38。

そこで、ここでは庭園がどのような目的によって継続的に整備されたのか、実態から探ってみたい。

まず、18 世紀の浜御殿における鷹場整備としては、安永７年３月の「鷭堀鴨堀（ばんほりかもほり）」の造営が大きな出来事になる。この鳥寄溜池は、現在の庚申堂鴨場にあたるが、寛政初年の絵図※39では中央部に田地を残し、二つの溜池が水路で繋げられている姿をみることができる。田畑や法心院らの屋敷跡地を造成したもので、大きな事業であったことが窺える。鷹場管理と直接かかわるものでは、享保 11 年に御殿地で飼育していた女犬が子犬を産んだこと、翌年に御庭内の飼鶴塒（ねぐら）２ケ所を修復したことが史料からわかる。

次に、放鷹の際の獲物となる餌鳥の確保に関する記事を多くみることができる。享保 14（1729）年７月、鳥の餌となる泉水の魚を大量に捕食してしまう鵜を追い払うため、鉄砲用の玉および火薬を留守居役衆へ要望している※40。この時期は、海水の循環の滞りに起因する水朽により、泉水の魚が減少してため、新規掘割を行って対処していた※41。さらに、天明８年９月、魚の減少が著しくなると、芝新網町の漁師に命じて魚の補給が行われたのである※42。

また、泉水の海水の循環を維持するため、定期的に堀浚いが行われていた様子を窺うことができる。風雨により築山等から大量の土砂が泉水や鳥溜、堀へ流れ込んでいたため、定期的な堀浚いが必要とされた。簡単な堀浚いは浜御殿役人らが行ったが、大規模なものでは入札による町人請負で行われている。宝暦９年（1759）７月の 8000 坪程にも及ぶ堀浚いでは、中橋より東の方は地引き網で魚を西方へ追い込んで浚い、中嶋御茶屋の前後は魚を損じる可能性もあったので鋤簾を用いて実施された。

さらに、飛来した鳥が逃げ出さないように、さまざまなことに気が配られている。寛政期の事例にはなるが、いくつか事例を見てみたい。御庭内の植木類は例年８月２日・冬中に、残ったものは翌春になってから刈り込みを行っている。しかし、鳥の障りになるため、寛政７年（1795）は増人足をして７月から取り掛かることが計画された。また、冬でも鳥が居付けるように、泉水や鴨場に氷が張った際には船を出して砕いている。

浜御殿内外の草刈りは、いつ御成があっても良いように整備していたことと、堀や鳥寄溜の土手を保護する目的もあった。寛政２年に草刈掃除方法について浜御殿奉行が記した史料をみると、御庭向は平日一円に御掃除之者が日々掃除しているが、御掃除之者が及ばない所

は人足を入れて仕上げている。定式御入用の掃除人足という名目だが、明確には掃除場は決まっていない。御成の際の道筋については御掃除之者が引き請け、御泉水波端通りや御田廻り、蓮池御流、奥御馬場柾木垣のお手入れなどは、御庭方定式人足を加えて仕上げている。そのほかの両御茶屋・観音堂・庚申堂・奥御馬場惣砂利間の草抜きは小普請方で引き請けて仕上げているということである※43。

なお、御庭としての整備も継続して行われており、藤棚の整備と養育、花壇の植え付け、また、各茶屋の調度品や、観音堂・庚申堂の鐘や扁額・絵馬などの手入れや修復もきちんと行われていた。また、安永・明和から寛政までの間に、たびたび大風雨や高潮・高波などの被害を受けていたため、破損した諸施設や石垣、平地や築山の修復にも多大な労力がつぎこまれた。堀浚いの揚土は、窪地の埋め立てや築山の造成、芝付下地に再利用されている。このような経験にもとづき、中嶋の茶屋には、高潮から畳を守るため、畳置台が明和３年（1766）に設置された。

以上のことから、この時代の鷹場の管理としては、餌鳥の確保に重点が置かれていたことがわかる。これは江戸周辺の鷹場でも重視・徹底されたことで、浜御殿も同様に幕府の鷹場政策のなかで位置づけられ、常に鷹場として利用可能な状態が維持されていた。結果的に、将軍による鷹狩はほとんど行われなかったが、これまで指摘されていた没落・荒廃論とは異なり、幕府として鷹場の日常的な管理がなされていたことは注目される。

ⅱ寛政期の鷹場整備

18 世紀の管理と同じように、餌魚を確保するための堀浚いや水草刈り払い、鳥寄せのための氷砕きや鳥籠の修復、鷹狩の施設である覗所の修復や土手の補強などが行われている。それに加えて、新たに茶屋等の増設や鳥溜・築山等の大規模な造成が、短期間のうちに実施されている。それらを列挙すると、以下の通りである。

寛政３年　元樋口の東に築山を新設
寛政３年 10 月　御亭山（おちんやま）及び腰掛を新設
寛政５年　中嶋の茶屋御伝橋に仮橋を架橋
寛政７年 12 月　御見合所（鷹の茶屋）の新設
寛政７年２月　新銭座（しんせんざ）の畑地が鴨場となったので、代わりに約 700 坪の篠竹藪を開発
寛政７年　新銭座鳥寄溜 700 坪程を西山辺りの篠竹藪を開発した
寛政８年３月　小字島通り仮御伝橋上に藤棚を新設
寛政９年　構堀の石橋を新設
寛政 12 年２月　庚申堂鴨場の拡充
寛政 12 年　海手の茶屋の再建　＊絵図では寛政 11 年

このうち、鷹の茶屋は、上小松村正福寺（東京都葛飾区）の屋台を再利用したものと推察される。新設の２年前、この屋台を浜御殿奉行が受け取っているが、ところどころ朽ち折れており組み立てられない状態で、障子等も朽損じ、油障子紙も破れ、そのほか鉄物も鉄不足していたという※44。正福寺は将軍家による放鷹の際の御膳所※45 となっており、この屋台も御膳所もしくはそれに関連した施設と考えられる。

また、寛政 12 年２月に拡充された庚申堂鳥寄溜は、二つに別れていた鳥寄溜を一体化さ

せるとともに、旧来の堀を埋め立て、新たに掘り替えを行っている。これより前の寛政 10 年夏、堀通りの模様替えが行われており、鳥溜池は田地となったことで、春末から秋中まで稲作を行い、収穫後は鳥寄垣を取り付けて水を張って鳥溜池として利用したという※46。

これらの事業では、毎回多額の経費を動員している。例えば、新銭座鴨場の造成では金 196 両余り、海手石垣および山欠所の修復では金 218 両余りが支出された。また、享保９年に焼失したり、その後に破損したりした役宅等の新築・修復も同時期に行われている。ただし、前の時代と大きく異なるのは、浜御殿全般にわたって大規模かつ短期間のうちに整備が実施されたことがわかる。これは、前の時代から継続して、〝鷹場〟としての整備が基盤にしつつ、庭園の整備がなされたと評価することができよう。これら新設された施設等は、浜御殿の主要な構造物であった。

江戸周辺の鷹場へ将軍自らが出向くことは、先述したような民情視察や軍事訓練のほか、民衆にまで将軍権威を広めることにあった。その意味からは、同じ鷹場でも“江戸城の延長”にあった浜御殿への吉宗の鷹狩がほとんど行われなかったことも理解できる。そのため、〝庭園〟としては不十分かもしれないが、鷹場としての機能を維持するための整備が図られていたのである。18 世紀には、鷹場として庭の景観が一定度保持されたため、数値としては少ないが、将軍親族や公家等の観遊も継続して実施されたであろう。寛政期に、急速かつ大規模に庭園の造成が行われた明確な理由は不明である。松平定信が老中首座として改革政治を進めている段階から造成は行われているが、定信失脚後に造成や将軍の御成が増えることから、家斉の個性と関連づけられて評価されているとも考えらる。

一方で、家斉の将軍就任直後をみると、天明７年は 19 回（吹上御庭 10 回）の御成のうち浜御殿０回、同８年は 31 回（吹上 12 回）のうち浜御殿５回となっている。そして、浜御殿への御成の回数が急増するのは、寛政４年後半からであることがわかる。つまり、家斉は寛政改革以前より頻繁に各地へ放鷹に出向いていること、寛政以前には回数としては少ないが浜御殿へ出向いていること、定信失脚前から浜御殿への御成が増えていることが指摘できる。

以上のことからも、〝庭園〟としてのみの視点による評価の限界を指摘できる。

３　〝将軍の庭〟から〝公儀の庭〟へ

最後に、浜御殿の存在意義、さまざまな施設等が設置されたことの意義について考えてみたい。将軍や幕府という造園者の意図と同時に、どのように受容されたのかという観遊者の意識を明らかにする必要がある。そこで、本節では、観遊者が著した紀行文をもとに、19 世紀前半における浜御殿の各施設や景観がどのような効果を持っていたのかを考えてみたい。

これら紀行文には放鷹など狩猟に関する記述がみられないことから、将軍による放鷹と親族や公家・大名・幕臣らを招待した観遊とは明確に区分され、観遊固有の目的が存在したことが窺える。本来であれば、紀行文を記した個人の身分・立場や思想の分析も含めて、きちんと史料批判を行う必要がある。誇張的表現も多分に含まれるが、そのように表現しなければならないことも浜御殿で観遊することの特質と捉え、検討をすすめることとする。

①浜御殿の観遊ルート

浜御殿の観遊するルートは、その時々によって異なるが、大きな泉水を囲むように各施設等が配置されているため、泉水をまわるように巡っている。その一例として、天保５年(1834)

８月 23 日に寺社奉行ほか 22 名の大名・幕臣が招待された際の順路を示しておく※47。基本的には、早朝より一日をかけて、泉水を反時計回りに廻っていた。集団行動を基本としたが、自由に見学したり、植物等を採取することが許されていた。

三間橋→八景山→観音堂→植え込みや木々の間→富士見山→海手の小橋→御亭山の腰掛→松の茶屋→燕の茶屋→見合所（鷹の茶屋）→御泉水での釣り→高見所で昼食→馬場→高見所→新銭座の菜園→鳥溜まり（庚申堂鴨場）→栄螺山→庚申堂→織殿→海手で御座船天地丸の見学→塩竈→松の茶屋

【図６】浜御殿地向御庭向共惣絵図（寛政期）

②織殿

御庭地へ入る御成門の近くにあった「織殿」では、三間四方の織り場に織機が並び、小柳織、八丈縞、袴地、龍紋、綾錦など、また、精巧な紬、緞子、薄絹といった日本で生産されるさまざまな織物を製作していた。後年の記録※48によると、この織殿は８代将軍吉宗の時代に設置されたというが、寛政期の絵図に描かれていないなど、詳細は不明である。この織殿をみた筒井政憲は、「織都の西陣とかいふなる所には、機師の有るとは聞たれと、いにし年かしこに居しは、おほやけの御事にて、西の国にまかれるころなりけれは、え見もせて過にけるか、今日なん初めて、くさ／＼の織物をするさま、まのあたり見ることも、御めくみのほとなりける」と感想を記している※49。織都である京都西陣に機師がいることは聞き知っていたが、実際に見ることができたのは将軍の恩恵と認識されている。

注目されるのは、天保 13 年９月に観遊の機会を得た人物が、「これも民かみつきもののために、いそしめるわさを、見そなはしたまはん御心おきてなるへし」と記し、支配層にある者に対して、民衆が上納する産物の製作現場・技術を知らしめようとした将軍の配慮であると理解していることである※50。普段は目にすることのできない興味の対象としてではなく、支配者層にある人物の心得として、民情や産業の場を知らしめる意義があったことを示している。

③塩浜・塩竈

海水を引き入れた泉水の海辺側沿岸では、「塩浜」「塩屋」の塩竈において製塩が行われていた。ここでは、砂を利用して海水濃度を上げた後、大きな竈で煮るという一連の製塩作業が披露された。その塩は「五色の塩」と表現されるような、上質で、「君王鹽」と呼ぶ者もいたほどである。

この風景をみた多くの観遊者は、「須磨の浦にも髣髴すへし」※51、「絵にかきし須磨のけしきによくも似たる」※52というように、須磨の浦（兵庫県神戸市）の風景を想起している。当時、塩の産地といえば赤穂（兵庫県赤穂市）が有名であった。この須磨の浦は、代表的な塩の生産地としてではなく、文人らに共有されていたナドコロであった。大名庭園では、景観の演出方法として、和歌や文学に登場する風景を再現することが広く行われていた。

④農業

先述したように、御庭内には早くから田畑や植え込みが設けられ、鑑賞用の樹木や草花だけでなく、さまざまな農作物も栽培されていた。また、樹々の生い茂った場所もそこかしこにあり、「さなから深山路」と感じる人も多かった。鷹の茶屋は田舎の家を模したもので、農具を置いたり、囲炉裏端を設けたりしてある。そのため、文政９年（1829）８月に家斉の御台所に従って観遊した侍女らは、「田舎ひたるも又めつらかに」※53や「田舎ひたるさま」※54と感想を記している。日常を江戸や京都の都市で暮らしている者たちにとって、都会の喧騒から離れて、田舎のような風景、〝異文化〟に触れる場となっていたことがわかる。

注目されるものに、天保５年（1834）８月に観遊した寺社奉行・間部詮勝の記録がある。そのなかで間部は、「行手にそよく稲葉の末を見やりて、今年の秋成の豊穣を覚ふ、かかる園囿の御遊も無逸の艱難を御覧し、耕織を知し召され、おのつから聖賢の道に叶はせたまふは有かたき」※55と感想を記している。浜御殿での観遊のなかにも、消費者である武士の食料品を生産する民衆の難苦や、農作や機織りといった生産の実際を知らしめる工夫をすることで、支配層である観遊者が聖賢の道を弁えることができるよう将軍が配慮してくれたと認識しているのである。これは、第２節において享保期の農業のところで指摘したのと同様で、将軍の親族のみならず、大名や幕臣にも同じ効果を期待していたことがわかる。

【図７】土岐頼旨「浜の御苑之記」挿絵

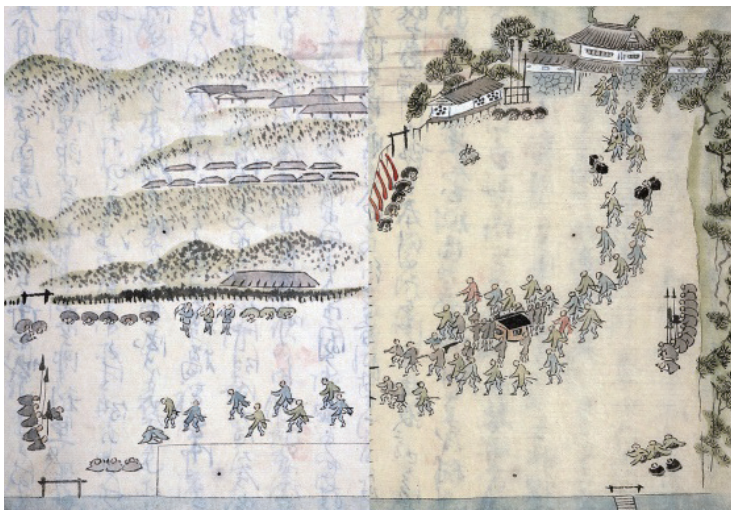

①御成
浜御殿大手門より入場する将軍の行列。先に集合していた役人や招待者が出迎える。

②御泉水
御泉水と中島茶屋。図左側に上から、松の茶屋、鷹の茶屋、燕の茶屋が描かれている。

③観音堂
観音堂の奥に鐘楼堂も描かれている。

④釣殿
御泉水に設置された釣台で釣りを楽しむ様子が描かれている。

⑤馬見所
馬見所での昼食。招待客と給仕をする坊主が描かれている。

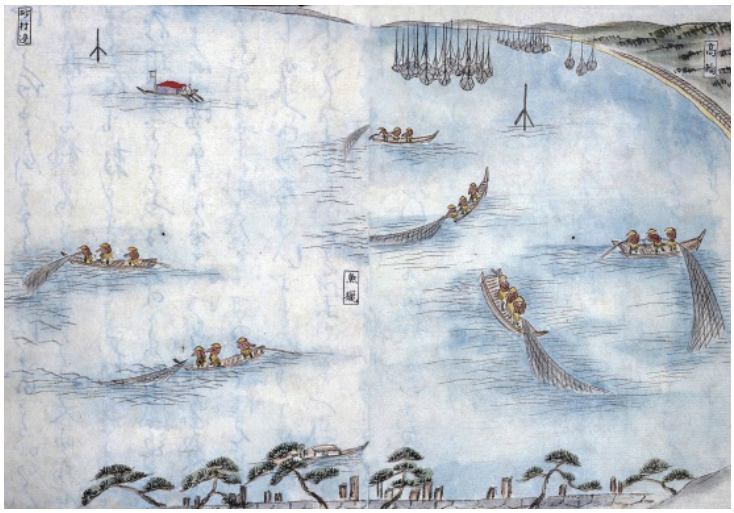

⑥漁猟
船上で網を引き上げる漁師。図下に浜御殿の石垣が描かれている。

⑦織殿
図下右側に薬草畑（薬園）、左側に梅林が描かれている。

⑧御座船
将軍の御座船である天地丸。浜御殿北東端に造られた船方で管理されていた。

⑨塩浜
海水を汲んだ桶と煙を上げる釜屋。図左上には海手の茶屋が描かれている。

⑩御目見え
観遊の最後に将軍へ御目見えしている様子が描かれている。

松平定信が断行した寛政改革の重要な施策に、幕府権威の回復と、幕府官僚としの武士の綱紀粛正があった。前者は歴史書や地誌など編纂事業として、後者は文武奨励や思想統制として、さらには武家の家譜編纂等を通じて将軍を頂点とする階層秩序の再確認が図られた※56。

浜御殿の施設等は、農村・漁村・田舎や築山・泉水といった景観、農業・漁業・製塩・機織りといったさまざまな産業を体験させる役割を担っていた。また、南東の富士見山からは、借景により富士山を配置し、遠くは房総や箱根・足柄方面を臨み、近くは増上寺や大名屋敷、江戸の町並み、船が行き交う江戸湾を見ることができたことから、徳川政権のもとでの平和と豊かさを印象づける効果があったのではないだろうか。このことは、御庭自体が日本国土の縮図であり、全国統治者としての将軍の権威を再確認させる場としての役割をもっていたと考えられる。また、観遊の土産として持ち帰った浜御生産の農産物や物産品、摘み取った草花や釣った魚は全て、将軍からの拝領品として認識されていた。

19 世紀の浜御殿の各施設等の意義は、ⅰ 18 世紀から共通した課題である武士の治者意識の自覚化、ⅱ 19 世紀に大きな課題となる全国統治者としての将軍権威の誇示、ⅲ階級秩序の再認識を実現する場として利用したと考えられるのである。

将軍家斉と松平定信との逸話に、次のようなものがある※57。少年だった家斉が、自分で工夫して造らせた庭の出来ばえを、御側役の松平定信に自慢したことがある。ところが定信は、将軍たる者、国土全体自分の庭園といった気概がなくてはならないとたしなめたという。この逸話が浜御殿のことを直接物語るものではないが、上記のような浜御殿が担ったであろう意義と共通する。

おわりに

本稿では、これまで庭園史や造園史の分野を中心に 19 世紀の庭園文化という側面に議論が集中していた浜御殿に対し、歴史学的分析を踏まえ、19 世紀の庭園文化の隆盛を準備した 18 世紀の浜御殿の実態を明らかにすることが必要と考えた。

そこで、幕府政治（８代将軍徳川吉宗の享保改革、11 代将軍徳川家斉・12 代将軍徳川家慶や寛政改革）との関係から、ⅰ消極的評価が与えられた 18 世紀の浜御殿の再評価、ⅱ浜御殿や各施設等が担った役割の解明、という２点について検討を行った。本稿で明らかになったことを、補足を加えて、以下にまとめておく。

①鷹場としての整備　８代将軍徳川吉宗による享保改革の一環として鷹場制度が復活・強化され、甲府藩が拝領するまで鷹場であった浜御殿の地（第１図参照）も、再び鷹場として機能することとなった。「尋常の第宅」や御成時の服装の変更は実態に合わせた位置づけの変更であり、18 世紀を通じて、鳥寄溜池の維持・新設、餌鳥の確保・保護、施設等の修復、庭園の掃除や除草など、鷹場として機能の維持がなされた。

19 世紀の庭園文化の隆盛との差異を明確にするため、それ以前の浜御殿は〝荒廃〟〝空白の時代〟という消極的な評価が与えられたが、鷹場としての機能を維持するため、継続的に管理・整備されていたことがわかる。浜御殿の〝改革〟は、享保９年の浜御殿焼失は一つの契機となったことは否定できないが、吉宗就任直後から計画・実行されていたのである。

そして、この鷹場としての位置づけや維持管理は、基本的には幕末まで続けられることとなった。10 代将軍徳川家重まで将軍による浜御殿での鷹狩りはほぼ皆無であったが、11 代将軍徳川家斉・12 代徳川家慶は頻繁に浜御殿での鷹狩りを楽しんでいる。ここには将軍個

人の意図や庭園としての整備も影響していたと考えられ、その具体的な検討は今後の課題としたい。

②為政者の心得と将軍権威の誇示　浜御殿の各施設や築山・池は、借景も含め、行楽施設や景観としてのみ存在しているわけではなかったと考えられる。特に幕府や将軍権威の確立・強化を目的とした機能は、享保改革と寛政改革という二つの幕府政治に関わって設置されたといえよう。

享保改革では、これまで指摘されているような殖産興業の場というよりも、全国統治者としての権威の誇示や為政者としての自覚化、武士の綱紀粛正や文武奨励といった享保改革に関わる施策の場として活用されていたのである。

また、松平定信による寛政改革では、幕府権威の回復と武士の綱紀粛正が重要課題となっていた。幕府編纂の歴史書や観遊者の記録からは、日本各地のさまざまな景観や産業を一堂に会した浜御殿は、借景を含め、平和と豊かさを印象づけていたことが読み取れる。通常では目にすることのできない日本全国の産業や風景、民衆の生活・負担を実際に体験することができる場であった。そして、その浜御殿で栽培・飼育・製造されるさまざまな産物等は、将軍からの拝領物として観遊者へ与えられた。浜御殿は日本国土の縮図であり、全国統治者としての将軍の権威を観遊者である公家・大名・幕臣らに再確認させる場としての役割を担ったと評価できる。

つまり、浜御殿は 18 世紀以降、国家政策や公共政策といった幕府政治の根幹と密接に関わって整備・活用されていたと評価できる。そのため、将軍の私的な庭、江戸城大奥の延長というよりも、〝公儀の庭〟と評価することができる。

ただし、本稿で浜御殿や各施設等が果たす役割を検討する際に利用した史料の特殊性から、一次史料を用いたさらなる検討が必要であることを付け加えておく。19 世紀前半という内憂外患の危機に直面した時代において、将軍権威の高揚を図るため、学問所（昌平黌）を中心にイデオロギー統制を志向する編纂事業が進められた。この事業の成果である『徳川実紀』や、将軍と主従関係にあり文人的趣向も嗜んでいた多くの観遊者の紀行文は、著者の性格や作成背景を踏まえると信憑性の疑問や記事の操作性なども指摘されており、その利用には注意も要するのである。

※１　東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『江戸の園芸文化』（東京都歴史文化財団江戸東京博物館、2015 年３月）、平野恵『十九世紀日本の園芸文化－江戸と東京、植木屋の周辺－』（思文閣出版、2006 年）、飛田範夫『江戸の庭園 将軍から庶民まで』（京都大学学術出版会、2009 年８月）、進士五十八『日本の庭園』（中央公論新社、2005 年）など。

※２　進士五十八「大名庭園とは何ですかーそれは、用（機能）と景（美）を備えた江戸時代の理想の庭です」（『JAPN QUALITY REVIEW』2015 年８月号）

※３　一水会編『造園研究』第２輯（目黒書店、1931 年９月）、『同』第３輯（同、1931 年 12 月）、『同』第４輯（同、1932 年４月）に分割掲載されている。以上は、国立国会図書館デジタルコレクションのものを参照した。

※４　服部勉・進士五十八「江戸期浜離宮庭園における造園構成についての研究」（『東京農業大学農学集法』第 38 巻第４号、1994 年３月）、同「浜離宮庭園における鴨場についての研究」（『造園雑誌』第 57 巻第５号、1994 年３月）

※５　中島宏「浜御殿の植栽推移に関する考察」（『日本庭園学会誌』第 10 号、2002 年 12 月）、同「浜御殿の植栽構成に関する史的考察」（『日本庭園学会誌』第 11 号、2003 年 12 月）同「浜離宮恩賜庭園の植栽管理に関する考察」（『日本庭園学会誌』第 19 号、2008 年８月）など。

※６　進士五十八・服部勉・大多和美佳「浜離宮庭園の生活史的研究」（『東京農業大学農学集法』第 35 巻第１号、1990 年）、服部勉・進士五十八「江戸期浜離宮庭園における回遊利用の図上復原についての研究」（『造園雑誌』第 54 巻第５号、1991 年３月）

※７　水谷三公『将軍の庭 - 浜離宮と幕末政治の風景 - 』（中央公論新社、2002 年）

※８　東京都公文書館では、パネル展示「延遼館の時代ー明治ニッポンおもてなし事始めー」（東京都庁南展望台、2015 年５月）を開催した。また、その成果として、東京都公文書館編『延遼館の時代ー明治ニッポンおもてなし事始めー』（東京都、2016 年）を刊行している。

※９　大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館、1996 年）、根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』（吉川弘文館、2008 年）、太田尚宏『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』（岩田書院、2010 年）、本間清利『御鷹場』（埼玉新聞社、1981 年）、岩田浩太郎「関東軍代と『領』ー江戸周辺の地域編成の特質ー」（『関東近世史研究』第 16 号、1984 年）、熊澤徹「江戸周辺農村における『領』と『触次』制ー武蔵国荏原郡六郷領の事例をもとにー」（『論集きんせい』第９号、1984 年）など。

※ 10　根崎光男『将軍の鷹狩り』（同成社、1999 年）、同「幕府鷹場と江戸の町」（法政大学人間環境学会編『人間環境論集』第 15 巻第１号、2014 年）、山崎久登「都市の中の鷹場ー江戸における浪人・犬統制を中心にー」（『関東近世史研究論集』第３巻、岩田書院、2012 年）、同「文政期における鷹場と江戸ー文政六年の浅草寺境内普請統制を中心にー」（『関東近世史研究』第 71 巻、2012 年２月）など。

※ 11　『特別名勝・特別史跡・浜離宮恩賜庭園の昔　浜御殿地・浜御庭を歩く』（公益財団法人東京都公園協会浜離宮恩賜庭園サービスセンター、2013 年）、小杉雄三『東京公園文庫　浜離宮庭園』（郷学舎、1981 年第１版、2012 年に東京都公園協会より第３版が刊行されている）など。

※ 12　浜御殿遺跡調査会編『「浜御殿遺跡」調査報告書』（浜御殿遺跡調査会、1988 年）

※ 13　文化財建造物保存技術協会編著『特別名勝特別史跡旧浜離宮庭園松の御茶屋復元工事報告書』（東京都建設局東武公園緑地事務所、2011 年）。東京都東部公園緑地事務所工事課①「整備　浜離宮恩賜庭園「燕の御茶屋」の復元」（東京都公園協会『都市公園』210、2015 年９月）、同②「整備　都立浜離宮恩賜庭園「松の御茶屋」の復元」（同『都市公園』195、2011 年 12 月）、高遠達也・梶原ちとせ「浜離宮恩賜庭園の復元と整備 -- 潮入の池護岸修復を中心に」（同『都市公園』186、2009 年９月）、根来千秋「浜離宮恩賜庭園の復元と整備ー中の御門地区復元的整備事業を中心に」（同『都市公園』174、2006 年９月）、宮尾健吾「浜離宮恩賜庭園『中の御門』復元事業」（同『都市公園』162、2003 年９月）、「都立庭園『景』の復原のこころみー浜離宮恩賜庭園横堀護岸改修工事について」（同『都市公園』153、2001 年７月）、小薬恒「現場レポート　東京都特別名勝・特別史跡旧浜離宮庭園旧稲生神社ー資料調査・解体調査」（文化財建造物保存技術協会編『文建協通信』83、2006 年１月）など。

※ 14　浜御殿遺跡調査会編『「浜御殿遺跡」調査報告書』（前掲註 12 参照）

※ 15　川崎房五郎「浜離宮」（『国史大辞典』第 11 巻、吉川弘文館、1990 年）

※ 16　飛田範夫『江戸の庭園　将軍から庶民まで』（京都大学学術出版会、2009 年８月）

※ 17　進士五十八・服部勉・大多和美佳「浜離宮庭園の生活史的研究」（前掲註６参照）

※ 18　進士五十八・服部勉・大多和美佳「浜離宮庭園の生活史的研究」（前掲註６参照）

※ 19　東京都公文書館編『都史紀要 27　東京都の修史事業』（東京都情報連絡室公開部都民情報課、1980 年）

※ 20　黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十五巻　徳川実紀第八篇』（国史大系刊行会、1936 年再版）

※ 21　松平太郎『江戸時代制度の研究』上巻（武家制度研究会、1920 年再版）

※ 22　綱吉・家宣の時代は、綱吉によって設置された若年寄配下の桐間番頭が浜御殿を所管した。しかし、家継が死去する直前の正徳３年５月、桐間番頭は廃止され、新たに目付の所管となっている。そして、前述のように浜御殿の新たな活用方針が決められていくなかで、享保２年「浜園及び郭内外賄所吟味方の事どもにあづかる事」が全て目付の所管となった。その後、浜御殿全般の管轄は目付、見廻りや防火については寄合、普請については小普請奉行・小普請方、人足賃金や普請経費等の請求は勘定奉行所と折衝を行っている。また、鷹場に関係する事項は小納戸御場掛、寛政期に新設された米蔵は勘定奉行所、東側沿岸部は船方の支配となっている。

浜吟味役のみ目付支配で、浜御殿奉行とその配下は若年寄支配となっている。前者は浜御殿の管理・運営に関わる庶務を監察し、後者は御庭やその他全般の管理を担当した。浜御殿中門橋は浜吟味役の持ち場、浜御庭口役所脇上水井戸・御構土手下通り下水などは浜吟味役の持ち場だったが浜御殿奉行へ移管されたなど、両者の管轄する施設・範囲は異なるが、詳細は不明である。

享保 14 年には、浜御殿番のなかから惣支配頭取（筆頭役）３名、惣支配世話役（世話役）３名を任命し、以後、御用や御庭内外の掃除等の指図を行っている。また、寛政６年５月の記事をみると、浜御殿の管理は、浜御庭御成先御用向掛として筆頭役３名、世話役３名、御殿番３名の合計９名が任じられ、年中の御用向を取り扱ってきたという。

御殿番と御掃除之者は、上記のように御用向掛になっている者を「役掛り」、そうでない者を「平」と称した。

※ 23　黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十五巻　徳川実紀第八篇』（前掲注 20 参照）

※ 24　黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十五巻　徳川実紀第八篇』（前掲注 20 参照）

※ 25　大石学『江戸時代への接近』（東京堂出版、2000 年）、大石学『吉宗と享保の改革』（東京堂出版、1995 年）

※26　大石学『吉宗と享保の改革』（前掲注 25 参照）
※27　小川泰助「浜殿旧記　上」（『東京府文献叢書』甲集第 97 冊、東京都公文書館所蔵）
※28　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※29「浜御殿惣絵図」（東京都江戸東京博物館所蔵）
※30　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※31　土岐頼旨「浜の御苑之記」（国立国会図書館所蔵）、高田與清「浜の松葉」（『東京府文献叢書』甲集第 67 冊、東京都公文書館所蔵）
※32　黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十五巻　徳川実紀第八篇』（前掲注 20 参照）
※33「有徳院殿御実紀」（黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十六巻　徳川実紀第九篇』1936 年再版）
※34『東京市史稿』産業篇第十三（東京都、1969 年）
※35　小川泰助「浜殿旧記　下」（『東京府文献叢書』甲集第 98 冊、東京都公文書館所蔵）
※36　黒板勝美編『新訂増補国史大系第四十八巻　続徳川実紀第一篇』（国史大系刊行会、1936 年再版）
※37　小杉雄三『東京公園文庫 浜離宮庭園』（前掲注 11 参照）
※38　服部勉・進士五十八「浜離宮庭園における鴨場についての研究」（前掲注４参照）
※39「浜御殿之絵図」（徳川林政史研究所所蔵）、『特別名勝・特別史跡・浜離宮恩賜庭園の昔』（前掲注 11 参照）より引用
※40　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※41　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※42『東京市史稿』産業篇第 32「佃島起縁誌 差障物」
※43　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※44　小川泰助「浜殿旧記　上」（前掲注 27 参照）
※45『大日本地誌大系新編武蔵風土記稿第二冊』（雄山閣、1929 年）
※46　小川泰助「浜殿旧記　下」（前掲注 35 参照）
※47　土岐頼旨「浜の御苑之記」（国立国会図書館）
※48　木村毅「浜苑記勝」（『東京府文献叢書』甲集第 92 冊、東京都公文書館）
※49　筒井政憲「浜の松風」（『東京府文献叢書』甲集第 74 冊、東京都公文書館）
※50　不明「浜御苑の記」、天保 13 年９月９日）
※51　間部詮勝「濱の真砂」（小澤圭次郎「園苑源流考」、『国華』第 88 号、1897 年１月）
※52　成島司直「浦乃濱ゆふ」（『東京府文献叢書』甲集第 67 冊、東京都公文書館）
※53　宮女梅渓「宮媛浜庭御供の記」（『東京府文献叢書』甲集第 67 冊、東京都公文書館）
※54　宮女花町「宮媛浜庭御供の記」（『東京府文献叢書』甲集第 67 冊、東京都公文書館）
※55　間部詮勝「濱の真砂」（前掲注 51 参照）
※56　白井哲哉『日本近世地誌編纂史研究』（思文閣出版、2004 年）
※57『続徳川実紀』は家斉と松平信明との逸話と伝えるが、のちに政治総裁職に就く松平春嶽は家斉と定信との逸話と記している。水谷三公『将軍の庭 - 浜離宮と幕末政治の風景 - 』（前掲注７参照）

【図版出典一覧】
図１　寛永御江戸絵図（東京都公文書館所蔵）
図２　天和二年江戸大絵図（東京都公文書館所蔵）
図３　正徳五年江戸図（東京都公文書館所蔵）
図４　航空写真と御殿絵図の合成
　（東京都公園協会『特別名勝・特別史跡　浜離宮恩賜庭園の昔　浜御殿地・浜御庭を歩く』より転載）
図５　浜御殿惣絵図（東京都江戸東京博物館所蔵）
図６　浜御殿地向御庭向共惣絵図（東北大学附属図書館所蔵）
図７　浜の御苑之記（国立国会図書館所蔵）

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。